

「第446回 判例・事例研究会」

～令和8年改正個人情報保護法の概要～

日 時	令和8年8月18日
場 所	湊総合法律事務所
報告者	弁護士 屋敷里絵

1 令和8年改正個人情報保護法の概要

令和8年7月10日成立・同月17日公布（令和8年法律第56号）

施行は公布日から起算して2年を超えない範囲内で政令において定める日

【改正項目】

改正内容	改正項目
① 適正なデータ利活用の推進	① 統計作成等目的による同意取得義務の免除
	② 同意取得に係る例外規定の要件の緩和
② リスクに適切に対応した規律	③ 子どもの個人情報に係る規制の明確化・厳格化
	④ 顔特徴データ等に係る規律の新設
	⑤ 委託を受けた事業者の規律の整備
	⑥ 漏えい等発生時の本人通知義務の緩和
③ 不適正利用等防止	⑦ 特定の個人への働きかけが可能な情報への規制強化
	⑧ オプトアウトによる提供先の身元・利用目的確認の義務化
④ 規律遵守の実効性確保	⑨ 勧告及び命令の行使の柔軟化
	⑩ 違反行為を補助等する第三者への措置の法定
	⑪ 罰則の強化及び拡大
	⑫ 課徴金制度の導入

2 委託を受けた事業者の規律の整備について

（1）現行法

委託元は委託先に対する必要かつ適切な監督義務を負う（法25条）が、委託先自身に固有の規定はなく、個人情報取扱事業者一般の規律がそのまま適用される。

（2）改正法

DXの進展により個人データの取扱いを実質的に第三者（委託先）に依存するケースが拡大していることを踏まえ、委託先規律の在り方が見直された。

改正内容		改正後条文
委託先が個人データ等を委託業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない旨の明記	委託先の目的外利用の禁止 他の個人情報取扱事業者または行政機関等から個人情報の取扱いの全部または一部の委託を受けた個人情報取扱事業者は、原則としてその取扱いを委託された個人情報情報を、当該委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。	30 条の 3
	委託先の目的外利用の禁止の例外 上記の禁止の例外として、「法令に基づく場合等」が定められている。「法令に基づく場合等」とは、法令に基づく場合および人命の救助その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合をいう。	30 条の 3
委託先に適用される義務が免除される条件の新設	委託先の義務が免除される条件 他の個人情報取扱事業者等または行政機関等から、個人情報等の取扱いの委託を受けた個人情報取扱事業者等が行う当該個人情報等の取扱いについては、以下の要件を満たした場合、17 条～46 条は原則として適用されない 1. 次に掲げる事項が委託に係る契約に定められていること (1) 個人情報等の取扱方法：受託個人情報等の取扱方法（安全管理のための措置に係る事項および権利利益の保護に支障を及ぼすおそれのない事項を除く）として個人情報保護委員会規則で定める事項 (2) 委託元への報告：受託個人情報取扱事業者等が、報告対象事態（法 26 条 1 項）の発生、または委託業務の範囲超え・(1)の契約違反の取扱いを知ったときの、委託元への速やかな報告 (3) その他：その他個人情報保護委員会規則で定める事項 2. 個人情報等の取扱いが委託業務の遂行に必要な範囲内において、上記(1)の契約の定めに従って行われること	58 条の 2
	委託先の義務として免除されない義務 上記の免除の条件を満たしたとしても、委託先に対して	58 条の 2

	は、取扱方法を決定する権限の存在を前提としない規定が例外的に適用される。以下の義務は免除を受けずに常に委託先に適用される。 (1) 委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない旨の義務 (30 条の 3) (2) 安全管理および漏えい等事案への対応に関連する義務 (23 条～26 条等)	
--	--	--

以上